県出資団体等調査特別委員会

改革工程表に基づく改革の断行・役員等の責任体制の明確化などを提言

県出資団体等調査特別委員会は、昨年第二回定例会で設置され、県出資団体等や特別会計・企業会計に係る諸問題を踏まえた今後のあり方について、一年以上にわたり精力的に調査を進めてきました。九月二十五日の第十七回委員会で、調査結果報告書を取りまとめ、定例会最終日に海野委員長から調査結果の報告が行われました。

【調査結果報告の概要】

◆今後の対応◆

一　必要な改革を具体的に提言した精査団体・会計（㈶グリーンふるさと振興機構・㈶茨城県開発公社・鹿島都市開発㈱・㈱ひたちなか都市開発・茨城県土地開発公社・茨城県住宅供給公社・茨城県病院事業会計）は、項目や期限等を具体的に設定した改革工程表に基づき改革を断行すべきである。

ホームページ等の広報媒体、常任委員会等の場で、計画及び実施状況を公表し、県民の理解を得られるよう、説明責任を確実に果たすべきである。

精査団体以外の出資団体等・会計も、改革の必要度別に分類したうえで、課題に応じた改革工程表を作成し、平成十九年第二回定例会を目途に議会あて提出するとともに、改革に着手すべきである。

二　改革工程表において、改革遂行に責任を有する者（職）を明示するなど、役員等の責任体制を明確にすべきである。

三　出資団体指導室による指導の強化、所管部局との相互の連携などにより、支援・管理体制のさらなる充実を図るべきである。

四　出資団体等においては、事業実施及び目的遂行のために真に必要な人材として民間からの人材の活用もさらに図るべきである。

五　今後も、調査特別委員会などの場において、改革の達成状況を確認することとする。

意見書（要旨）

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

平成十七年の個人破産申立件数は全国で十八万人を超えており、潜在的な破産予備軍とされる多重債務者も百五十万人以上と言われている。さらに、同年中の経済苦や生活苦による自殺者は約八千人に達している。これら破産や自殺の要因の一つと考えられる多重債務問題の解決には、社会全体としての取り組みが必要である。

よって、国においては、国民が平穏な生活を送ることができるよう次の事項を早急に実現することを強く要望する。

1　刑罰金利である出資法第五条の上限金利年29・2％を、少なくとも利息制限法第一条の制限金利年15ないし20％まで引き下げること

2　貸金業規制法第四十三条のみなし弁済規定を廃止すること

3　出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

4　脱法的な保証料徴求を禁止すること

高等学校における日本史の必修化を求める意見書

現在の日本は、戦後の高度経済成長を経て、経済的、文化的に豊かな社会を迎えているが、日本が米国と戦争をしたことさえ知らない若者がみられるなど、自国の歴史認識が不足している状況にあり、今後、我が国がさらなる発展を遂げ、国際社会に貢献していくためには、こうした状況を今改めて見つめ直す必要がある。

次代を担う高校生が、日本が歩んできた歴史を学び、世界の中で日本がどういう立場にあり、今後、どのように針路をとるべきか考えることは、大変意義のあることであり、何より日本人が日本史を学ぶことは当然の義務と考える。

よって、国においては、高等学校の日本史を必履修科目とし、すべての高校生が必ず日本史を学ぶように学習指導要領を改正されるよう強く要望する。

不法投棄防止対策の推進に関する意見書

本県は、首都圏に近接していることから産業廃棄物の不法投棄が極めて多く、豊かな自然が傷つき周辺住民の生活が脅かされている。

国及び政府においては、次の事項について速やかな対応を図られるよう強く要望する。

1　監視強化だけではなかなか減らない不法投棄の防止のため、排出事業者の負う最終処分に至るまでの注意義務の円滑な履行を図るために必要な措置を講じること。

2　投棄者や排出事業者の不明などにより、生活環境保全の観点からやむを得ず、県が自ら支障除去等の措置を行う場合に要する費用については、国においてより一層の財源措置を講じること。

3　不法投棄等の原因者の責任追及に当たっては、その資産の保全が肝要であることから、より早期の資産保全を可能とする法的枠組みを構築すること。

連携・参加を支えるインフラ整備が重要

㈶国土技術研究センター理事長大石氏が講演

九月二十七日に、財団法人国土技術研究センター理事長の大石久和氏を招き、「国土学とは何か―茨城の地域政策の視点」と題して、県議会主催の講演会が県議会議事堂大会議室で開催されました。

大石理事長からは、インフラの整備は、国土への働きかけであり、その整備にはこれまでの先人たちの働きかけや諸外国と我が国の国土条件の違いなどを踏まえることが重要であるとの講話をいただきました。

また、これからは特色ある異質を容認・認識する連携社会と、年齢・性別・障害の有無・地域を越えて意欲のある人が参加する社会が形成されること、そして、これらの連携・参加を支えるためにはインフラの整備が重要であり、特に、本県においては、北関東三県の連携を図るための北関東自動車道の整備や南東北との連携軸と東京圏を経由しない首都圏大環状連絡軸の形成が必要であることなど、貴重な講話をいただきました。

山口議長が全国議長会会長に就任

七月二十七日、全国都道府県議会議長会定例総会において、山口武平議長が満場一致で第六十代会長に選出されました。茨城県からは初の会長就任となります。

全国都道府県議会議長会は、四十七都道府県の議会で構成され、地方六団体の一つとして地方分権の推進や議会改革などに取り組んでいます。

議長会では、現在、第二期の地方分権改革の基本方針となる地方分権改革推進法の制定や議員の身分の明確化などについて、山口議長の強力なリーダーシップのもと、国や関係政党・機関などと活発な意見交換や交渉を行っています。

議会人事

九月五日の本会議において、土木委員会副委員長に、戸井田和之委員を指名しました。

お知らせ

次回の、平成18年第４回定例県議会は、11月２日から11月14日までの13日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議事予定
11. 2	木	議会運営委員会 本会議（開会、知事提出議案説明）
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	議案調査
7	火	議会運営委員会 本会議（一般質問・質疑）
8	水	議会運営委員会 本会議（一般質問・質疑、議案常任委員会付託）
9	木	常任委員会
10	金	予算決算特別委員会
11	土	
12	日	
13	月	議事整理
14	火	議会運営委員会 本会議（委員長報告、採決、閉会）

あなたの声を県議会に！

●請願・陳情の仕方●

請願・陳情は、県民の皆様の要望や意見を県政に反映させる大切な制度です。

請願は、必ず一名以上の県議会議員の紹介を必要とします（陳情の場合は必要ありません）。

請願・陳情を行う場合は、次の様式に基づき請願書または陳情書を作成し、県議会へ一部提出してください。

受理した請願書は、所管の委員会及び本会議で審議されます。そして、採択されれば知事等に請願を送付し、措置状況の結果を求めるなどの処理を行います。

また、陳情書は、所管の委員会に参考送付され議案等の審査の際の参考に供されます。

様式例